

平成19年 No.45

国立大学法人東京学芸大学学則の一部を改正する学則

改正理由

学生キャリア支援センターの設置及び学生相談支援センターの名称変更に伴い、
所要の改正を行うものである。

承認経過

平成19年 9 月 5 日 教育研究評議会 審議承認

国立大学法人東京学芸大学学則の一部を改正する学則を次のように制定する。

平成19年9月6日

東京学芸大学長

鷺 山 恭 彦

平成19年学則第5号

国立大学法人東京学芸大学学則の一部を改正する学則

国立大学法人東京学芸大学学則（平成16年学則第2号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学学則の一部改正について

改正理由：学生キャリア支援センターの設置及び学生相談支援センターの名称変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (施設及びセンター) 第9条 本学に次の施設及びセンターを置く。 (1) 環境教育実践施設 (2) 教育実践研究支援センター (3) 留学生センター (4) 国際教育センター (5) 教員養成カリキュラム開発研究センター (6) 保健管理センター (7) 情報処理センター (8) 放射性同位元素総合実験施設 (9) 有害廃棄物処理施設 (10) 現職教員研修支援センター (11) <u>学生相談センター</u> (12) <u>学生キャリア支援センター</u> 2 施設及びセンターに関する規程は、別に定める。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この学則は、平成19年10月1日から施行する。</u>	〔省略〕 (施設及びセンター) 第9条 本学に次の施設及びセンターを置く。 (1) 環境教育実践施設 (2) 教育実践研究支援センター (3) 留学生センター (4) 国際教育センター (5) 教員養成カリキュラム開発研究センター (6) 保健管理センター (7) 情報処理センター (8) 放射性同位元素総合実験施設 (9) 有害廃棄物処理施設 (10) 現職教員研修支援センター (11) <u>学生相談支援センター</u> 2 施設及びセンターに関する規程は、別に定める。 〔省略〕